

民主的な国会運営を求める意見書

平成 25 年 10 月 15 日より 12 月 8 日まで開催された第 185 回国会臨時会における特定秘密の保護に関する法律案の審議の進め方に関し、国民の信頼を損なう非民主的な運営がなされたことは、はなはだ遺憾であります。

特に、衆議院国家安全保障に関する特別委員会において、11 月 25 日に福島市で地方公聴会を開催し、7 名の公述人がすべて法案に対して否定的な公述を行ったにもかかわらず、翌日の委員会で法案の採決が行われ、同日衆議院本会議において、採決が行われました。福島公聴会での意見に対してどのような説明が行われるのかと注目していた国民にとって、十分な審議が行われたとは考え難い状況での採決でした。

国会における公聴会は、国会法 51 条 1 項「委員会は、一般的関心及び目的を有する重要な案件について、公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聴くことができる。」との定めにより開催されるものであります。

しかしながら、今回の福島公聴会における公述人の発言がどのように法案審議に反映されたのか、まったく国民には説明されておりません。また、参議院でも同様に埼玉で公聴会が急遽開催されましたが、前日夜に開催を決定し、公述人の公正な選定が行われたとは言い難い状況での開催でした。

公聴会が開催されても、その発言が法案審議に反映されないとすれば、国会における公聴会の趣旨は軽んじられ、公聴会が形骸化し、国会に対する国民の信頼を失うこととなります。

また、参議院の国家安全保障に関する特別委員会では、特定秘密の保護に関する法律案の審議中、質疑の途中で採決の動議が出され、質疑を中断して強行採決が行われました。言論の府である国会において、質疑を遮ってこのような強行採決が行われたことは理解しがたく、審議を尽し、国民にしっかり説明責任を果たしたうえでの採決が行われるべきであると考えます。

地方自治の範となるべき国会において、このように非民主的な運営が行われることは、国民の政治に対する信頼を損なう行為であり、ひいては、民主的運営に努めている地方議会に対する市民の信頼にも悪影響を及ぼすことを憂慮します。

これらの理由から、国会の民主的運営をつくば市議会として強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 17 日

つくば市議会

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣